

平成 31 年 網走市議会
文 教 民 生 委 員 会 会 議 録
平成 31 年 3 月 28 日 (木曜日)

○日時 平成31年 3月28日 午前10時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 所管事務調査について
(はまなす保育園の件について)

○出席委員 (6名)

委 員 長	井 戸 達 也
副 委 員 長	平 賀 貴 幸
委 員	栗 田 政 男
	近 藤 憲 治
	佐々木 玲 子
	山 田 庫 司 郎

○欠席委員 (0名)

○委員外議員 (1人)

副 議 長	渡 部 眞 美
-------	---------

○傍聴議員 (6名)

小田部	照
金 兵	智 則
川原田	英 世
永 本	浩 子
古 都	宣 裕
松 浦	敏 司

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
健康福祉部長	岩 原 敏 男
子育て支援課長	清 杉 利 明

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	細 川 英 司
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹

午前10時00分開会

○井戸達也委員長 おはようございます。

ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

3月20日の所管事務調査におきまして、当委員会

が要求した資料の提出がありました。

まず、これについて理事者より資料の説明をお願いいたします。

○清杉利明子育て支援課長 まず、資料1ページの資料1号をごらんください。

この資料につきましては、不明金及び弁済金の内訳を日付ごとに記載をしたものでございますが、その不明金の調査におきまして、まず最初が平成29年4月20日から始まっております。

それで、その表の中で白い部分についてはその全額を使用したもので、色がついている部分につきましては、引き出した後一部の支払いをした残りを個人的に使用した部分でございます。

不明金を使用した内訳でございますが、最初の4月20日と5月8日の2回までは委員長が使用したことはわかっているのですが、その後5月12日以降は会計担当も加担をしております、その使用の内訳については説明ができませんでした。平成29年度におきましては175万8,976円です。

それから、平成30年度につきましては82万円が不明金となっており、確認を二人にしたところ、その全額が横領した額であるということの確認はしております。

その下段につきましては、その後の入金状況及び発覚後の弁済の入金状況でございますが、返金につきましては平成30年7月23日から返金を開始しており、発覚前の12月26日までに返金したものが76万9,000円でございます。返金した内訳でございますが、委員長が70万円、会計が6万9,000円となっております。

前回の委員会におきまして、この途中の返金におきます76万9,000円が、委員長が返金したというような御説明をさせていただいたところですが、最終の確認をしたところ、9月20日の6万9,000円は会計が返金したということがわかり、前回の答弁につきましては訂正をさせていただきたいと思っております。

また、横領が発覚した後、2月22日に149万円、2月26日、3月1日と3回に分けて弁済をされており、弁済額の総額につきましては横領総額と同額の257万8,976円となっております。

内訳につきましては、委員長が217万7,976円、会

計担当が40万1,000円となっております。

この弁済額につきましては、使用した金額内訳については定かではないのですが、二人で話し合いをして、この金額で弁済するという事で弁済したというふう聞いております。

続きまして2ページをごらん下さい。資料2号でございます。

2ページから7ページにつきましては、委託契約に関する関係書類となっております。

以下、2ページと3ページにつきましては、委託契約書の写しとなっております。

4ページと5ページにつきましては、第10条に記載しております「別に定める基準により保育所運営に必要な教育費を交付するものとする」ということで定めている基準でございます。

項目については、人件費、それから維持管理費等それぞれございますが、定額の部分と人数割りで園児数によるものとございます。

それから、6ページにつきましては、契約時に園児数等の把握等をするために提出をしていただいている運営状況調査表というものを添付していただいております。最初の概算払いについては、この園児数に基づいて積算をしていただきまして、4月に委託料の概算払いをしているところでございます。

また、7ページにつきましては、これも総会にかけた収支予算書を添付していただいております。

次に8ページの資料3号をごらん下さい。

こちらにつきましては、平成30年12月26日以降の委員会における調査内容とやりとりの内容でございますが、まず30年の12月26日におきまして、運営委員長がほかの役員に状況報告をしており、倉庫の発注のキャンセルと前払いしていたとされる149万円をその場で戻しております。その場では、その判断の決定ができず、この現金につきましては会計が預かることとしたということでございます。

それ以後、12月28日には二人からほかの役員二名へ、また状況報告があり…倉庫の状況です。

149万円になった経緯等について説明があったということでございます。

ほかの役員によりまして、運営委員長に役員会の開催をそのときにしているのですが、それにつきましては、役員会の招集については運営委員長が行うということであり、規約が保管されていない、見つからないという中でも事務についての引き継ぎの中で、そういうことで運営をしてきたということ

でございます。

その場では役員会を1月18日前後に開催するという説明がございましたが、その後一向に開催はされなかったということでございます。

それ以後、翌年の31年1月以降につきましては、数回にわたって役員会の開催を要請していたところですが、その後一向に開催はされなかったということで、この間、約1カ月間ぐらいが経過したということでございます。

2月8日には、新しい保育士の先生の採用面接を行なったということで、その終了後に役員会を開催するという事になっていたそうですが、面接後に運営委員長は帰ってしまい、役員会は開催されなかったところでございます。

その後も、改めて役員会の開催を要請していたのですが、開催されないということでほかの役員から、今度は会計のほうへ通帳等の関係書類の提出を要請したと。それで、会計とは2月19日に提出してもらうことで調整がされたということでございますが、その当日の19日になって運営委員長のほうからは「その関係書類については見せられない」、また、「この横領については、全ては会計がやったことである」というような説明をしたということでございます。

その後、21日にも運営委員長から状況説明を求め、説明があったところですか、同じく会計がやったということで、また倉庫代の前払い金とするという説明についても、運営委員長が会計にアドバイスしたものであるというような発言があったということでございます。

それを受け、その場で二人の役員の解任をすることを決定したということでございます。

その後2月22日には、会計からの聞き取りをして、横領については二人でやったということで、また最初は運営委員長が始めたことですが、その後加担をしてしまって、みずからも使用してしまったということでございました。

その後、ほかの役員が二人に再度確認をしまして、その場で二人とも横領については認めたということでございます。

その後、2月25日に保護者向けの説明会を開催し、その場でも二人は改めて横領について認め謝罪をしております。

それから、保護者からの意見等としましては、保育園をやめたいというような意見はなかったという

ことをごさいます、ただし、ペナルティーとしまして、二人は今後出入り禁止とするということを決めたそうです。

2月26日に最終の内部調査等を行い、横領額を257万8,976円と確定をしまして、翌27日に二人に最終確認をしまして、横領金額の総額を確定したところでございます。

また翌日の2月28日に地域の町内会長、区長さんに状況の説明をし、3月1日に市のほうへ報告があったところでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑ございますか。

○清杉利明子育て支援課長 済みません、追加で。補足で資料の訂正が1カ所ございまして、資料の4ページをごらんください。

資料4ページの4段目の有給等代替保育士賃金の3行目、賃金日額のところが計算式のエラー表示となっております。大変申しわけございません。

この金額につきましては、賃金日額は7,500円でございます。資料の訂正のほうをお願いいたします。

○井戸達也委員長 よろしいでしょうか。

それでは質疑、何かありましたら。よろしいでしょうか。特にございせんか。

委員会で要求した資料は大体提出いただいたということで、これについて質疑があれば、質疑を受けたいというふうに思います。

○平賀貴幸副委員長 資料も含めて、ちょっと質疑させていただきたいと思います。

前回のときに、権能の話をしていただきました。さまざまな判断をする権能の話です。そのことをもう少し確認しなきゃいけないというふうに思うのですけれども、いろいろ私もそのあと調べてみました。

今回のこれを見させていただいて、何らかのルールに従って動いていたということは確かにあるのだなということは、確認をさせていただいたところで。

ただし、これ運営委員会ですから人格なき社団なのですよね。人格なき社団の構成要件とは何かと考えたときには、やっぱり規約と役員がいること。この二つだと思うのですよね。

その規約が事実上ないのです。何かしらの口伝があったというのはわかりましたけれども、あくまで

も口伝であって、それは人格なき社団を構成するための要件ではないのですよね。そこはちゃんと確認しておかなければならないのが一つです。

それから、もし仮にこれが人格ある社団だとすれば、何らかの関係で役員の選任がされたにもかかわらず登記を怠ったということになると、一定期間経過すると役員が存在しないということになるのですよね。

そうすると、仮役員を選任して、それから改めてその仮役員の選任に基づいて総会を招集して役員を決めるという手をちゃんと踏んでいかないと、登記できないのですよ。そのぐらい厳しい状況になっているのですよね。

これは人格なき社団ですから、登記も必要ないのでそこまでの手続はないですけれども、人格ある社団ですらそこまで厳しい要件が定められているにもかかわらず、今回ないのです。

規約の2ページの資料見させていただくと、規約の第9条には「甲はへき地保育所の運営管理状況、保育の実態及び保健衛生の状況等について随時指導調査するほか、乙に対して所要の報告を求めることができる」という形で書いてあるのです。

ほかにも書いてありますけれども、そういう状態で書いてあるのですよね。

今回、網走市としては「随時指導調査する」ということができてなかったから起きたことだと思うのですよね、ここは。それにも対して網走市は、今のところ謝罪も何もしていないのです。ここはまずいのではないかなと思うのですよね。

仮に、257万8,976円がきちんと存在すればですよ、この金額分、子供たちにとって環境を整えるためのものに使ったり、いろんなことができたはずなのですよね。その機会を実は失わせることになったのですよ。

もちろん、もしかしたらこの予算、決算を見ますよね、内部留保が大幅に減っていますから、内部留保でそれに充てたから機会は失われていないというふうにおっしゃるかもしれませんが。ただ、そうであったとしても、このお金があればもっとできたのという事実は全く消えないと思うのですよね。

迷惑をこうむったのは市民であり、未来を担う子供たちでもあるのです。

そういったことに対して、網走市の委託側の責任というのは、私はあると思うのですけれども、改めてその辺についての見解をきちんと聞かせていただ

きたいのですが、いかがでしょうか。

○川田昌弘副市長 この僻地保育所の運営自体が、市と地域といわゆる運営委員会との間で長年そういった仕組みをつくり上げてきたということで、そこに対してはある一定の裁量というのを市も認めてきて、運営側に委ねてきたということがあります。

その結果、こうした不祥事が生じたときに市が行うべきであった、そういったチェック機能を果たすことができなかったということは、それは正直そういうところは認めざるを得ないということでありませう。

ただ、その裁量の部分で、保育事業に何か瑕疵があったとかですね、できるはずのものができてないといった、そういった事例は我々としてそこは確認をできないというか、そこはなかったのだろうなと。保育事業については、きちんとやられていたというふうに思っています。

ただ、経理上の問題ということで、そういった部分があったということは、市のチェック体制の部分ということは、それは反省するべき点はあるというふうに思っています。

○平賀貴幸副委員長 そうすると、この257万8,976円があってもなくても何の影響もなかったということに答弁なりますけれども、それでいいのですか。絶対違うと思うのですけれども。

○川田昌弘副市長 そういうことを言っているのではなくて、僻地保育所、このはまなす僻地保育所の運営に大きな不祥事が… 不祥事というか、その障害があったというふうなことは、私どもはそうは思っていないということでもあります。

○平賀貴幸副委員長 そこはそのとおりだと私も思いますが、私が申し上げたのは機会損失の問題です。257万8,976円があれば、もっと子供たちが何らかの体験ができるなり、何らかの遊具で遊ぶことができるなり、何らかの経験ができるなり、そういったことに対し有効にこの財は使われたはずなのですよ。

機会費用といいますよね。その機会費用が損失しているのです。間違いなく。それに対して、何の影響もなかったという見解なのですか。これだけの金額は。そのことを私は申し上げているのですけれども。

もし市が、ここの第2条にあるように随時指導調査をしていて、こういうことが起きなければ、その機会費用の損失は起きていなかったのですよ。

機会費用の損失がなかったということで、できないことがあったということですよ。それは何なのかはわかりません。でも、実際にそれが、お金があれば何かできたのは間違いないと思うのですけれども。そのことについての認識を、私は問うているのですけれどもいかがですか。

○川田昌弘副市長 全額がなくなってしまったということではなくて、先ほど委員もおっしゃっていましたが、内部留保もあったということで最終的に今回のいろいろなことが公になったきっかけの一つとして、いわゆるその運営資金的なものがなくなってきたということも一つの要因だったのかなというふうに思います。

ですから、実際に園を運営するに当たって、支障のない形で四半期ごとの精算交付ということをやってきていますから、保育事業そのものについては、そういった大きなそごが生じるといったことはなかったのではないかなというふうに思っています。

○平賀貴幸副委員長 とても納得できないですね。横領されたという事実があるのです。

年度を分けて見ていくと、まず29年の175万8,976円のお金が、横領なのですけど用途不明金としてあるのですよね。あるというか、逆に保育園側の立場からするとないのですよね、使えたはずのお金。それで影響なくやったということは、相当切り詰めるなり、いろいろしながら工夫しながらやったのだろうというふうに想像するのですけれども、だからといって影響がなかったということではないと思うのですよね。本来ならば子供たちが受けられるものが受けられなかったという事実を、網走市が認めないと前に進みませんよ。それ本当にわからないのですか、そのことが。全く理解できないのですけれども。

○井戸達也委員長 休憩します。

午前10時23分休憩

午前10時25分再開

○井戸達也委員長 開会します。ほかに質疑ありませんか。

○山田庫司郎委員 何点か違う角度も含めて確認したいことがありますので、聞きたいというふうに思います。

今回、資料提出を求めて、提出していただきました。説明もいただいたのですが、まず一つはですね、市がチェックをして、再度チェックを3月以降にしたはずですが、金額に相違はなかったと

いうことで再確認していいですね。

○清杉利明子育て支援課長 市の調査におきましても、運営委員会から報告を受けた横領額の総額については257万8,976円で一致をしたということでございます。

○山田庫司郎委員 それと、運営委員の方たちが「ちょっとおかしいな」ということを感じる中で、最終的には平成30年12月26日ですか。ここで発覚ということで表現していますけれども、26日以降、運営委員会としてもいろいろ調べている中で最終的に金額も含めてこの報告があったのだと思いますが、12月26日に発覚した時点以降で、市への報告はいつ時点であったのですか。

○清杉利明子育て支援課長 報告については、3月1日に報告を受けて、市として横領の事実について知り得たということでございます。

○山田庫司郎委員 市へは3月1日と。運営委員会の内部である程度のこと全部、調べることを調べて、各地域の区長さんやいろんな方への説明、保護者への説明も含めて行われたと。正式には市に3月1日に報告あったと。事前には全く市は知らないでいたということでいいですか。

○清杉利明子育て支援課長 市への連絡等含めて、そのようなことはございませんでした。

○山田庫司郎委員 それと、資料1の中ですが、最初私たちが聞いたのは倉庫ですか。倉庫を購入するというので、その倉庫がなかなか来ていないよと、設置されていないよということで疑惑が出てきてですね。それは、市のほうもそれを把握していたはずなのです。それで、納入がおくれているけれども、後にそれは設置をされるということで市もその報告を受けて了承していますと。ここで、倉庫の関係でおろしたという金額的なことは特にないのでしょうか。この資料からすると。

○清杉利明子育て支援課長 倉庫の前払い金とするという理由といたしますか、説明といたしますか、その部分については後付けで考え出して、そういうことで説明をしているというふうなことで認識しております。ですので、それぞれ10万円ですとか5万円ですとか、少しずつ数十回にわたって、個人的に使用したというようなことでございます。その理由については後付けということでございます。

○山田庫司郎委員 それで、倉庫を買いますということをご皆さんに明らかにしたのは何年の何月ごろなのですか。

○清杉利明子育て支援課長 倉庫自体については平成29年度に、ほかの役員にも説明したうえで冬場のものを入れておく倉庫がもう古くなっていて新しいものをとということで、ほかの役員もそのことは了承したうえで、その発注については委員長がやるということで進められたということで。ただ、ほかの役員さんについても、149万もの倉庫代がかかるとはそのときには思っていなくて、市のほうも倉庫の部分も了承しているのですが、それについては繰越金が60何万、70万弱ございましたので、それと29年度の運営費の中のやりくりの中で、倉庫を購入できるのであればということで了承してしまして、ほかの役員さんもそのような認識でいたということでございます。

○山田庫司郎委員 これは本人に確認しなければわからないことで想像の域かもしれませんが、課長から説明あったのは、こういう形で不明金がおろしながらたまってきたと。それで倉庫を買うということで考える中で、そういう理由付けをしたのかも、後付けという表現がありましたけど、そういうふうで考えるということでもいいですね。その金額に見合う額がおりているということはないですよ。140何万が、ここでおろされているという事実が数字的ではないですから、たまってきたやつがずっとあったと。

そこで倉庫を買うということを行ったのかもしれないという後付けの話だという説明で、そういう理解でいいですね。

○清杉利明子育て支援課長 そのように認識しております。

○山田庫司郎委員 平賀副委員長からも出ていましたけれども、29年で約176万程度。不明金のトータルの金額ですね。30年で約82万と。これ表現がいいかですが、穴があいたところが新年度予算のほうからお金をまわして補填してわからないようにしている事実も、この間説明を受けていますから。それで私が言いたいのは、平賀副委員長と同じ考え方になると思いますが、要するに175万8,000円が、どういう形で使われるお金として予算計上されていたかというふうで考えると、備品購入費ぐらいいか金額が相当するのがないのか。

保育士さんの賃金や、共済とか、いろんな灯油の関係、「いろんなもの」というのは時期の問題もありますけれども、予算計上している中では備品購入費と給食費もごまかすわけにはいかないと思います

からね。

それで、この160万程度のお金をベースというふうに考えればまた別ですけども、私は平賀副委員長が言っているように、175万… 約6万のお金が穴があいているのです。それで、運営上問題がないと。

前年度も65万、66万、努力の中で繰越金を残しているということは、ひとつ評価してもいいのかもしれないけれども、繰越金というのはどのぐらい残るのが補助金として委託料の中でいいのかというのも別議論しなければならぬと思いますけれどもね。

この170何万が使われないでいた事実の中で、滞りなく本当に普通の運営ができたのが疑問視をしたいのですが、その辺は原課としては問題ないということでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 そこで保育園の運営と給食の部分については、保育士や調理員さんに定期的に現金をお渡しして運営をしていただいておりますので、その部分についてお金がないとかいうようなご相談を受けてはおりませんでしたので、当然節約しながらという部分はあったのかもしれませんが、支障となるような運営費の不足は生じていたというふうな認識はございません。

○山田庫司郎委員 あまりちょっと細かい聞き方かもしれませんが、これ、30年度の収支予算の備品購入費というのは、倉庫か何か買う予定だったのですか。

○清杉利明子育て支援課長 この部分は、物が決まっているわけではなく…この予算をつくる分ではなくて、定額で交付してまず委託料の中で、運営をしていく中で、今年度は何をかうかというのは運営の中で決めていく形なので、この当初予算のときには何を購入するかというのとは決まってないというふうな状況でございます。

○山田庫司郎委員 委託料ですから、いい運営管理をしていただくという面では、相当ある程度の適当な金額というのは出すべきだと私も思いますけれども、実際の剰余金といいますか、運営上の中で努力されて残していくことは、小規模修繕に充てるとかいろいろな形で基金として積んだりという方法はあると思いますし、大規模な修繕であれば、これは市が当然やると契約書の中でうたっていますからね。ここは理解するとして、委託料、例えばこれ175万8,000円が穴あいたということですから、1200万円を年間もらおうとすると、ふたつき分のお金なんで

す。大きいお金ですよ。これが穴あいて、運営に滞りがないということは、私は信じられないんですが、原課としてはここに備品購入費に充てる予算があったり、ある程度の余裕がある中での運営だったので、保育運営には支障がなかったという答弁だというふうに思うのですがね。

それできつくなれば、委託料が高過ぎるのかどうか。ここも本当に国や道からの補助も出ていますから、そこは安易に言えないかもしれませんがね。

本当にその辺の議論も、こういう状況で200万近くの穴があいても、保育園の運営が全く心配ないというのだから「どうなんだ」という議論もね。別議論も出るかもしれませんが。ここで、そこを詰める気はありませんけれども。

それで、先ほど言った契約の9条の問題も、僕もここを見ましてすぐ印をつけさせていただきましたけれども、市の責任というのは…確かに委託はしています。運営委員会が確かに実質その運営をしていますから、運営委員会が今回事件を起こした二人と、きちっと整理をする中で、運営委員会が判断をしたということで、市がそれを尊重したということだと思いますけれども、この9条を考える中で適切な管理なりチェックがされていれば、こういうこともなかったらうと。当然、運営委員会もチェックをしていなかったことは非常に責任もありますし。一番悪いのはこの事件を起こした二人ですけども、そういうふうに考えますと、市の責任が全くないとも思えないのです。そういう意味で、私は市が謝罪をすればこれで全て終わりということは思っていない。謝罪しなくても、今後のことは考えていかなければならないわけですから。まず、どこに責任の部分があるか。割合は別にして謝るところは謝って、それから次のことを議論していかないと、全く前に進まないのではないかとというふうに思うのですけれども。その辺どうでしょうかね。

○清杉利明子育て支援課長 定期的に臨時調査を行っていないわけでございます。

また、委託料の実績報告時におけるチェック体制についても、甘かったという点については反省をしているところでございます。それについては、その反省に基づいて、市としては再発防止策を確実に実施していくということで、責任を果たしていきたいというふうに考えているところでございます。

○山田庫司郎委員 課長の謝罪は受けたのかもしませんが、今後の問題はまたこの委員会の中

でも議論をできる限りしていきたいというふうに思います。そういう意味では、本当に私は運営委員会がやってくれて、今までの歴史的な経過も含めると、こういう形が市民との協働という意味でも非常に私はいい運営組織だというふうに思っているのです。ただ、今回こういうことがある中で、いろんな紙面にも書かれている部分もありましたけれども、運営委員会そのものが、地域としては「これではもう保育所が運営できません」というふうにならないように私も心配をしている一人なのですが、そういう意味では責任の度合いもちゃんと位置づけもきちっとしながらね。これからも運営委員会、地域として密着した中でやっていってほしいというふうに思っていますのでね。今後の対策については、また別議論させていただきたいと思っておりますけれども。とりあえず私は、今回この辺でちょっと一回質問終わらせていただきますが、後ほどまた。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○近藤憲治委員 前回、資料要求に同意をさせていただいて、再発防止の議論を深めさせていただくという前提で、資料読ませていただきました。

この間の経過、詳細も出していただきましたけれども、もともと僻地保育所の仕組み自体が農村部の方々ですね、特に保護者の方々の善意と相互信頼に基づいて回ってきた仕組みなのだなというのは、この間の議論で理解をさせていただきました。そういったところから始まった仕組みではあるのですが、補助金という形で公金が入る以上はですね、その適正な取り扱いというのは不可欠なものになります。そういった点でいきますと、やはりこの12月26日から2月28日の流れを読ませていただいても、まず一義的にはその運営委員会のガバナンス、内部統制があまりにもゆるかったのだなというのを実感として持つところでございます。そういう点ではですね、再発防止の前提でこれまでの議論をさせていただいていますけれども、その「あり方をどうする」という議論は新年度で深めさせていただくところなのですが、まず緊急的にはですね、補助金を受ける団体のいわゆるガバナンスの確立をきちんとやらないと。当然、仕組みを変えていくというのも必要なのですが、現にもう補助金が入っている団体がたくさんあるわけですから、そういった団体の構成員の方々には、適正な経理の取り扱いをやらなければ、結果的にはさまざまな形で責任問題が波及をしいってしまうということを認識してもら

必要があると思うのですね。

そういう点ではですね、コンプライアンス、法令遵守の意識を補助金を受けている団体の皆さんに持っていただくというような取り組み、これはですね、緊急的にやっていただく必要があるなというふうに感じているところなのですが、そのあたりの考え方を伺わせていただきますでしょうか。

○川田昌弘副市長 今、近藤委員から言われたことというのはもっともなことだというふうに思っています。新年度の執行が間もなく来るわけですが、その執行の中にあつては、いわゆる委託料、今回、予算の附帯意見もつきましたけれども、そうした補助金あるいは委託料の実施している事業のあり方を含め、きちとしたその市民の信頼を得るように努力をせよという、そういった御意見もいただいておりますので、新年度早々にこの問題については通知を出す予定をしております。

また、今回の事案に限って言えば、もう既に今週の月曜日に各僻地保育所の運営委員長さんにお集まりをいただいて、来年度の委託料のほうも含めてのお話をさせていただいて、過去5年間の検査を行うというお話をさせていただいて、関係書類の提出を求めてきたところであります。

また、私どもの内部のその5年間というのはかなりボリュームもありますので、そうしたチェックをどうするかという人員の体制なんかいろいろやって、再発防止ということに関してはすぐ時間を置かずに行うという考え方を持っています。

5年間の検査についても、できれば4月中に全件を見られればということを考えておりますし、そもそもこの僻地保育所のあり方ということに関して言えば、各運営委員会さんとのヒアリング意見交換を通して、新年度中には方向性を出したいというふうな、そうしたことも取り組む予定であります。いずれにしても、附帯意見の趣旨を十分認識をして事務を取り進めていきたいというふうに考えております。

○近藤憲治委員 市の考え方は受けとめさせていただきたいというふうに思います。

もう1点ですね。ちょっと具体的な、いわゆる資金繰りの面でのお伺いなのですが、今回7ページに収支予算、平成30年度分だけいただきましたけれども、先ほど平賀副委員長の質疑の中でもありましたが、内部留保があつて資金繰りが成り立っていた面もあるのかなというふうに受けとめております。

そこで私が一点心配しているのは、もう現に保育を受けておられるお子さん方がいらっしゃいます。その中で、今回その返還ですね。横領額の返還額が確定をして返還をするということなのですから、それがですね、次年度以降の資金繰りに問題を及ぼさないように配慮をする必要があるだろうというふうに思っておるのですが、そういった新年度以降の資金繰りについての問題意識と申しますか、懸念について何らかの見解をお持ちであればお示しいただきたいと思っております。

○清杉利明子育て支援課長 その部分につきましては、前回の調査報告の中でも御説明をさせていただきましたが、実際の29年度決算におきましては、約47万円の収支不足という形になります。

委託料につきましては、四半期ごとに3カ月ごとに概算払いをしております。第1期については、4月の上旬までに委託料の概算払いをしておりますし、それぞれ四半期ごとの上旬ぐらいには概算払いしまして、最後、年度末につきましては、翌年度の4月の上旬ぐらいまでに精算をしているというような状況ですので、それぞれの四半期ごとで概算払いを上旬までにはしておりますので、収支の面におきましては、特に支障がないのかなというふうに思っております。

○近藤憲治委員 新年度につきましては、御答弁で理解させていただきました。それでは平成30年度の残り、今3月ですけども、直近でいえば2月、3月等の資金繰りについても、問題はなかった、ないというふうな認識でよろしいでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 まだ最終的な実績報告が上がってきていないので、そこはまだ把握はしきれてないところではございますが、調整におきまして2月分までは調査をしたところでございます。3月分については、まだ見通してないことから、その部分については、最終的な精算の段階でどうなるのかなというところは、まだ把握しきれてないところでございます。

○近藤憲治委員 一義的にはですね、まず、この横領した二人が問題でありますし、その次では、内部統制がきいていなかった運営委員会のあり方というものも問題だったと思っておりますが、保育を受けている子供たちに罪はないというふうに思っておりますので、そういった部分でその年度内の資金繰り等に支障がないように御配慮いただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○清杉利明子育て支援課長 概算払い等を含めた委託料の支払いについては、おくれがないような形で進めたいというふうには思っております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○栗田政男委員 資料が出てきました。詳細については、大分前回よりは明確にわかってきました。

再発防止の話の目的でこれをいただいたのですが、当然その再発防止というのは、今皆さんから指摘された部分も含めて、まだまだたくさんあると思っております。それは今までのような対応では、到底再発を防げないというような状況まで来ているような内容がきょうここに上がっていると思っておりますので、そこを踏まえてお話を聞きたいのですが、委託契約書が上がっております。条例でたしか網走市はこういう契約については、認知される公共団体と契約を結ぶということになっていたような気がしたのですが、それについてはどうでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 網走市のへき地保育所条例におきましては、僻地保育所の運営管理を公共的団体に委託することができるという規定を設けた中で、運営委員会のほうへ委託をしているところでございます。

○栗田政男委員 その公共的団体の中に、今回のような運営委員会の組織というのが入るかという話です。

○清杉利明子育て支援課長 公共的団体ということで認識をしております。

○栗田政男委員 認識の違いでしょうか。自治法上は町内会とかJAとか、そういう認知された団体が公共的な団体ということなので、今回のようにボランティアの人たちが集まった組織が公共的な団体と言えるかどうかという認識は、見解がそれぞれあるかと思いますが、市として運営委員会は完全に公共的団体という認識でよろしいですか。

○清杉利明子育て支援課長 そのとおりでございます。

○栗田政男委員 それも大分、世間とはかけ離れた見解ではないかなというふうに思います。それをまず指摘しておきますし、市としてそういう考え方で進めてきたという内容があったからこそ、こういう事案が発生したのではないかなというふうに思います。それで、契約云々はそういう形でなされましたが、契約先の団体というのは規約もなければ実態もない。会計者も委員長も、それぞれ通帳を自由におろせる立場にあったということと、言うなれ

ばこの資料を見ていると自分の財布がわりにこの会計を活用していたと。最終的にはその全額を弁済すると帳尻は合いましたということになりまして、何ら問題はないと。被害は誰もこうむっていないというような認識でよろしいですか、これは。

○清杉利明子育て支援課長 被害があったかどうかというところは、このはまなす保育園の運営委員会が被害という部分についてはあるかどうかということになるかと思っておりますので、そのうえでは運営委員会としては全額弁済しているということで、被害という部分については、弁済において解消といえますか、なくなっているというような認識であらうかと思っております。

○栗田政男委員 一義的には、何度も答弁いただいているように運営委員会が被害者である。ただ、金額が先ほどの質疑も含めてですよ、見ると今のところ影響はなかったから、被害者は発生していないのでしょうか。金額はまるっきり戻っていますから。それ、どうなのですか。その見解について。

○井戸達也委員長 休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○井戸達也委員長 再開します。

○川田昌弘副市長 今回の事案が実際に起きたということ、そういう事案が起きたという被害は、当然運営委員会では発生していると思います。ですから皆さんで、運営委員会側としても再発防止を一所懸命すると、コンプライアンスをすることの再発防止策を運営委員会、非常にきちっとやっていただきました。被害調査も含めてですね。ですからそこは何もなかったということの認識は全くもってなく、市もそれは当然何もなかったという認識は持っていません。

○栗田政男委員 事件が一つの被害だったという、認識だという話だと思います。つまり、お金が戻ったから金銭的な被害はないけれども、こういう事件が発生して。ただやっぱり信頼関係ですね、それに携わる人たちのいろんな信頼関係が失われたと。それは精神的にもいろんな部分でも、やっぱりあるのだらうと思います。多分こういう事案があやふやにされていくとなると、真っ当な納税者は税金を払いたくなくなります。何で我々が一所懸命働いて払った税金を、そういう使い方をしてくれるのでしょうか。もちろん、その責任の一端は私たち議員にもありますし、予算を通した私たちがやっぱり責任を負

う部分も多いと思います。執行サイドとしては、その執行に関して私たちの信頼関係のもとに皆さんはしっかりと執行していただかなくてはなりません。それが予算を通すという大切な役割ですし、皆さんがそれを執行サイドで現場に行ってお金を支払うという大切な作業になります。その信頼関係が、今回は根底から崩れたという。その認識を皆さん持ってほしいのですが、それについての見解はどうですか。

○川田昌弘副市長 今回の事案について、市があやふやにするとか、運営委員会があやふやにするとかという解決方法をやろうとしているわけでは決してありません。ですから、委員会からの資料要求に対しても、我々が調査できる範囲ではありますけれども、きちっとした資料要求に応じてきているつもりでありますし、そういったあやふやな終わり方を我々が望んでいるわけでも決してありません。

○栗田政男委員 対応についてのいい加減さを私は全然感じませんし、誠心誠意やっつけていると思います。原課としては、ただし、皆さんは税金を執行するわけですね。今回、この団体に大金を交付しています。その結果がこういう不祥事が出たということになりますよね。それに対する皆さんが、執行サイドの責任というのは、僕は非常に大きいと思いますし、そこに対して皆さんが謝罪をしろという話なので、それを認めなければこの先本当に話は進まないのですよ。執行サイドとして間違ったところを出してしまったからという認識がないと。団体としても誰が見たって、これはちゃんとした公共団体とは認知できません。内部の資料もなければ規約もなければ何にもないと、幽霊団体みたいなところに過去何十年にわたってお支払いをするということは、不明金をどんどんどんどんつくってきたということなのです。課長の当初の答弁の中にもありました。決算書らしきものは上がってきたけれども、全然目を通してないというような話ではあったというふうに私は認識しましたけれども、そういういいかげんなことでちゃんと執行サイドとしていいのかということをお聞きしているんです。それ、答弁ください。

○井戸達也委員長 休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時02分再開

○井戸達也委員長 再開します。

○栗田政男委員 お断りしますが今回の発議に

関しては、はまなす保育園に限定した話ですから、他の団体どうのこうのというのは、まだ調査も私、していませんから。ただ全体の流れの中で、今回は我々が通した31年の予算については、4カ所新しく新設合併された部分を含めて4カ所の部分の話があったと思います。その執行の仕方というのは全体に及ぶことですから、しっかりと今後の再発防止の中では、まだまだ議論していかななくてはいけない部分であるかなと思います。

この認識の違い、これは平行線に多分なるだろうし、認めたくない理由もあると。僕はその理由がわかんないのですが、やはりその執行者責任として市民に多大なる迷惑と疑惑といろんなことを与えたというのがやっぱり謝罪に値するべきですし、皆さんは権限あって税の執行しているわけですね。それを、その権限を与えてくれたのは市民なのですよ、国民なのですよ。その人たちの信頼関係を崩すということは自分の組織がどうのこうのという話ではなくて、人として謝罪が最初にある、市民の信頼回復に努めるというのが僕は筋ではないかと思うのですが。そういうことを聞きたかったのです。どうですか。

○川田昌弘副市長 実際にこういった事案が出たということは事実でありますし、その事件に対して我々がどうするという事は、今ちょっと考えておりません。というのは、私どもの設置者としての市の責任というのは、やっぱりきちとした保育事業やっていくことなのだろうと。この今回の事案の責任というのは、あくまでその起こした人間の責任でありますし、そこをうまくコントロールできなかった運営委員会にもその体制そのものにも問題があった。なおかつ、その執行を我々がチェックできなかったという、そういった全体の体制に対しての反省というのは、十分持っています。ただ、その犯罪に対して、市が謝罪するとかというのはちょっと違うのかなというふうには私は思っています。ですから私どもの市の責任というのは、設置者として保育事業をやるための、今後の再発防止も含めた体制づくりにあるのではないかとこのように考えているところであります。

○栗田政男委員 全然僕は納得できないね。その副市長の答弁じゃあ、本当に税の執行者としてのスタンスとしてはいかがなものかですよ。皆さんの血税ですから。執行の扱い方という認識が薄いですし、当然我々ちゃんとしたことやっているよと。何ら瑕

疵はないと。法的には瑕疵がないというスタンスで物を言われても困るんで。やはり、大切な皆さんの税金をどう執行したかで、その結果その税金が不適切に使われてしまったということに関してのやっぱり責任が僕はあると思います。

もう1点。このあいだ答弁の中で、部長のほうから答弁ありましたけれども、もう公表されていることであるから市としては改めて警察等に告発する必要はないという認識だったのですが、報道されたから全ての人が認知しているわけでもなくて、報道はあくまでも報道なのですね。新聞をとっている人は新聞をとっている人しか分かんないし、全てそれを告知したという認識を持つというのはちょっと危険ではないかと思うのですが、テレビ番組もそうですね。それは、そのチャンネルを観ている視聴者にしか無理なので。それで告知したというものの言い方をしたのですが、その辺についても一度答弁いただきたいなど。

○川田昌弘副市長 これも、一つの理由だけで市が告発しないと言ったわけではなくて、一つは運営委員会の意向を尊重しようというのが一つ、大前提としてあります。そこは第一義的には一番の被害者が運営委員会。なおかつ運営委員会の中で、非常に御努力をされて事件の解明に当たっていただいて被害額の確定も全部やったと。市もそのあと被害額の確定をやったときに、被害額が拡大することもなく、やっていただいたということです。

この問題というのは既に公になっていると。これは父母会も含めて地域の方にも説明をされていると言ったときに、そういった、いろいろなその要素があって…運営委員会が一番の被害者だと思わず。実際に、子供を預けていらっしゃるその父母の方も含めた方が一番憤りを感じている中で、その運営委員会がさまざまなことを参酌して判断したことというのは、我々は尊重したいということですので、公にされているからというその一点だけで我々が判断したわけでは決してありません。

○栗田政男委員 それも見解の違いがあるので、僕は全然副市長の答弁で納得はしませんけど、それは平行線なるのでそれ以上詰めませんが。もう一点ちょっと確認したいのですが、解任というお話が出ていたような気がします。時系列の流れの中で。

で、これ解任とは本当にその執行委員長がいて、解任なんてことをいきなりできるわけではないんで、辞任するのだったらわかるのですけれども、解任な

んという書き方をされている。これは、説明をちょっと求めたいのですが。

○清杉利明子育て支援課長 資料3号の2月21日のところにありますが、状況説明があった後、二人に対してそういう疑いがあるということで、二人も納得した中で解任するというので決定したというふうに運営委員会さんのほうからは聞いております。

○栗田政男委員 本当はそんなこと有り得ないのですよね。委員長ですから。どういう決議をするのも手順が全然違うんで、それも内規がない組織なんでそれはしようがないと思いますけれども。みんな納得の上で、解任というか辞任をしていただいたということになるかと思いますが、それは理解をいたします。することにします。

それで、そもそも論なのですが再発防止。これからは当然、強固にやらなくてはいけないですし、この運営委員会の組織のやり方であると、必ず第二、第三ということは起きる可能性があります。それはなぜかという、あまりにも市がまるっきり丸投げをして預けっぱなしという管理体制のなさです。

先ほど資金繰りの話もありました。資金繰りも簡単な話です。振り込む段階で足りるか足りませんかという確認をとって、内部、帳簿上整理してれば足りない分は補填する。そういう多分規約になっていたと思います。ただ、そういうことでは大目にやっついて、その中でやってくださいというような、つかみ的な運営方式とか市の執行方式というのは、もう早急に改めなければいけないというのは、はっきりしています。再発防止についてはこの委員会を通してでも、今後やはり形を絶対に変えなくてははいけないですし、内部的な資料を、もしくは今の運営委員会の方式そのものを考えなくてはいけないのかなという時期に来ているかと思います。

それについては今後の委員会の議論で、また詰めていただくことになるのですが、最初に戻りますと、じゃあこの二人は、社会的制裁をどの程度受けているのかということに戻らなくてはなりません。まだ名前の公表もなければ、知っている人は知っているかもしれない。知らない人は、誰がどういふことをしたのかわからない。果たしてそれでいいのかという見解を改めて私のほうから聞きますけれども、基本的には多少公的な財布からお金を抜いても最終的に返還をすればお咎めなしということで、市のほうはそういうスタンスを貫きたいというような方向性でいいのですか。

○川田昌弘副市長 決してそういうことを言っているわけではなくて、今までの私の説明不足なのかもしれないけれども、そういうことで言っているわけではありません。

○栗田政男委員 これは、網走市だけじゃないのですね、実は。自治体全体でこの前もお話をしましたから、美瑛町の話も。消防の話はやっぱり金額も大きいし、返還されていないことで告訴という方向に動いているようですが、美瑛町のほうも全額返金をされたので、町としては職も辞しているしということではないという方向性を、これ報道の話なのでどうということになったかはわからないのですが。どうもその辺に僕は、違和感を感じてしようがないのですよね。

だから当初から、これは親告罪じゃないのですよと。犯罪がわかった段階で捜査協力をして、しっかりと告発をして調べてもらうのが筋ですよということを行っているのですが、この辺の倫理感というのは、そのお金を返して職を辞めれば…窃盗ですよ。窃盗とちょっとニュアンスが違う、法的には違うらしいのですが、僕に言わせると窃盗なのです。公的なお金を取っちゃったと。で、「見つかったら申しわけないお返ししますよ」ということで「じゃあ僕その役から降りますから勘弁してください」と頭を下げたら、罪は問われないということで、本当にいいのですかそれで。

○川田昌弘副市長 今回の事案の市としての例えば告発、あるいは運営委員会からの告訴、被害届の提出云々につきましては、先ほども御説明しましたけれども、市としては第一義的なその運営委員会がいろいろ父母会ともやり合った中で、最終的に判断したことということで認識しておりますので、その意向は大事にしたいというのが、第一義的な市の考え方であります。

○井戸達也委員長 一度、休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時22分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

○佐々木玲子委員 今日の委員会は、前回再発防止のためにということで、資料出していただいて読ませていただきました。

今いろいろと質問を受けておりましたけれども、私のほうからも何点かチェック、確認をとらせていただきたいと思います。

まず、僻地保育所の運営管理委託契約書ですけれ

ども、日付が30年3月27日になっているということで、たしか前回の委員会で最初に運営委託するときの契約書もあるはずなのだけれども見つからないということだったかと思うのですが、これは3月30日という日付になってる… 3月27日になっているということでよろしいでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 この30年度の僻地保育所の委託契約書でございまして、これにつきましては債務負担行為の議決をいただいているうえで、4月1日の前までに契約を結んでおりますので、平成30年の3月27日に契約書は締結をしているということでございます。

○佐々木玲子委員 ここで今、私申し上げました、運営委員会さんとの市との委託契約書というものはどういうふうになっていたのでしょうか。

○井戸達也委員長 休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○井戸達也委員長 再開します。

○佐々木玲子委員 わかりました。私の言っている意味は、新年度のか30年度のかということで、毎年単年度でちゃんと契約が結ばれているということで確認してよろしかったですか。

○清杉利明子育て支援課長 はい、単年度契約で毎年締結しております。

○佐々木玲子委員 それからですね、この毎回の四半期ごとに委託金をお支払いするということで、そのときのチェックというのがこの今回問題になった一番最初に倉庫を買うということで暫定払いをしているという部分で、高額なものを購入するときに暫定払いするときに見積書とかそういうものというのは提出してもらわないものなのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 委託料でございますので、あくまで資料の4ページと5ページの交付基準に基づいて計算算定した委託料額で四半期ごとに概算払いをしておりますので、特定のものを購入するからということで、委託料を積算しているということとはございません。ですので、それはあくまで交付基準に基づいて算定された委託料額の中で、その運営委員会のほうの裁量の中で、やりくりをして備品等も購入していただいているということでございます。

○佐々木玲子委員 ということは、例えば今回時系列的に最後の8ページですけれども、ここには出て

きませんね。今までの説明の中で倉庫がなかなか設置にならないけれどもそれはどうしたのかという、それに対しての概算払いはしているということで話がありましたが、倉庫に対しての支払いというのは、概算の中から皆さんがやりくりして計上していたということになるのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 そのやりくりの中で、倉庫代として、これは運営委員長の説明の内容でございますが、やりくりをした中で前払いとして発注先にお金を渡していたという説明でございます。

ですので、倉庫代として委託料に加算して交付をしていたということとはございません。

○佐々木玲子委員 了解いたしました。四半期ごとの概算払いのときに、会計上の問題とか、今のような問題が起きていた場合の細かい相談とか、そういうところまではなかなかやりとりするということにはならないのでしょうかね。

○清杉利明子育て支援課長 あくまで概算払いのときのチェックは、この基準に基づいて3カ月分の委託料がきちんと積算されているかという点しか確認をしておりますので、実際に支払ったとかという部分の、倉庫代が支払ったとかという部分はあくまで実績報告時の決算書でしかチェックをしていなかったというところでございます。それで、今後の再発防止策の一つでもございますが、四半期ごとに支払った物等の書類等のチェックはしていきたいというふうには、再発防止策の一つとして行っていくという考えでございます。

○佐々木玲子委員 ということは、そのチェックの仕方というのは、一つの購入品に対しても何にしても必ず領収書が添付されているとか、そういうところまでチェックをするという体制になるということで理解してよろしいですか。

○清杉利明子育て支援課長 それが何らかの形で、確認できるようなチェックをしたいというふうに考えております。

○佐々木玲子委員 運営委員会の方たちは本当に父母会の人であったり、地域の役員さんであったり、こういう事務的なことに関しては本当に慣れない方がやってらっしゃると思うので、その辺は市のほうのサポートが逆に必要かと思えますから、しっかりやっていただきたいというふうに思います。以上です。

○平賀貴幸副委員長 何点かもう一度確認したいので伺いますけど、先ほど倉庫更新という話があった

のですけれども、最初の段階では、もともとあったものを新しくするという話だったのですか。

○清杉利明子育て支援課長 平成29年度のときには、もう古くなって老朽化が進んでいるということで、それにかわりになるものということで、新しく倉庫を購入しようというふうな話であったというふうに聞いております。

○平賀貴幸副委員長 これまでの質疑だと発注もされていなかったし、何も動きはない状態で1ページの内訳のようにお金だけが引きおろされていて、その後、前受金を戻すという形で149万円が戻されるという形に利用されたということだと思のですけれども、そういう認識でいいですか。

○清杉利明子育て支援課長 説明したのは、149万円が倉庫の代金として前払いをしていた額ということで説明があって、その分はキャンセルしたということで戻したということでございます。

○平賀貴幸副委員長 でも、実際は発注も何もされてなかったということですから、倉庫を発注しますという行為。確認事項と実際に発注はされていないという事項。ここまでは、共通理解ができています。その後その149万円を戻す。その倉庫の発注をした、実際してないのにしたというその行為自体をうまく利用してそういうことをやろうとしたということですよ、ということを知っているんですけれども。

○清杉利明子育て支援課長 それが12月26日、資料の8ページにございますが、12月26日に実際には発注も物も来ていなかったもので、何らかで工面をして149万円を用意して、その場でキャンセルしたことで戻したということだというふうに認識しております。

○平賀貴幸副委員長 私は、なかったはずの発注自体をその行為を利用して隠蔽をしようとしたということだと思ふことを申し上げているのですよね。この149万円は。そういう認識を市としては持たないということですか。

○清杉利明子育て支援課長 当然、実際には倉庫を発注してなかったわけですから、そこは虚偽の説明をした上で、このような形でお金を戻したということ、というふうに認識はしております。

○平賀貴幸副委員長 そういうことだと思います。こういったところも含めて、これは悪質なのだなということはどうしても感じるのですよね、私は。この時系列を見ても再三の要求に対して応じない

わけですから、そういうところもあったのです。それにもかかわらず、運営委員会としては法的には何も判断をしない、動かないという判断をするということでもあります。

そこを尊重したいのだという市の気持ちもわからないわけではありませんが、果たしてそれでいいのかなというところが疑問に残るといいます。多分、栗田委員のおっしゃりたかったこともそういうことなのだろうと私は思うのです。それで伺いますけれども、これは網走市の中でも同じようなことが起きても同じ判断になるのですか。

○川田昌弘副市長 どういった具体的な事例がないと、その判断はできないというふうに思います。

○平賀貴幸副委員長 公設民営施設なんですよ。

公設の施設ですから、そこが一番市民の皆さんも疑問に思っているところの一つなのですよ、実は。

これと同じことが網走市で起きても、こういう判断をするのかということを知られて仕方ないですよ。そのときに私たちは、副市長の今の答弁を答えて市民の皆さんに納得していただけたと思いますか。同じことが、市で運営している保育施設で起きたらどうするのですか。この場合はどんな判断になるのですか。

○川田昌弘副市長 仮定の話ですけれども、市の運営する市立の保育園で同じような事件が、それはおそらくそういったことも当事者というのは職員ということになると思いますから、そこはきちっとした判断になるというふうに思っています。

○平賀貴幸副委員長 そうなのです。きっとそうだと思うのです。「きちっとした判断」がどんな判断かというのもありますけれども、きちっとした判断ですから、私は法的な判断を捜査機関に求めるということが、きちっとした判断だろうと思います。

それをしないというところに、やはり市民の皆さんから疑問を持たれるということがあるのだということは、まず事実として押さえていただかなければ、私は困るのだというふうに思うのです。そこはやっぱりまず大事な一つの、一点目だというふうに思っています。

それから、そこをちょっといったん置いて。別のこと聞きますけれども、先ほどもそうです。前回もそうですけど、平成29年のときにその40数万円の資金不足が発生して、それを翌年度の委託費で穴埋めをしたということがありましたよね。その経過が前年度実績と、おそらく決算のことだと思うの

ですけれども、30年の決算の中で見えないのですけれども、どこでどう見たらいいですか。その穴埋めをした金額。これは、資金繰り不足の穴埋めをしたという跡が見えないのですけれども。

○岩原敏男健康福祉部長 今、この四十数万円の穴埋めした件ですが、決算書、この時点では前委員長が決算書をつくっていますので、本人たちは結果として、翌年度の資金で埋めたという認識はなかったということですね。それが今、今回私どもが調査した中で、結果としてその資金で翌年度からなければ40数万がない、穴があいたというのがわかりました。穴があいたのを戻さないと、30年度そのまま穴があいて… 資金、また穴があきますので、そのまま返還していただくと、170万返還していただくと、30年度、40数万追加交付ということになってしまいます。ですから、そういうことはあっておかしな話になりますので、私どもが分析した結果、これは、いわゆる私どもの市の会計でいえば繰り上げ充用金となっておりますので、これについては適正な形の決算をして戻さなければ追加交付になってしまいますので、そういう処理をさせていただきました。

○平賀貴幸副委員長 その点はわかりました。

そういう複雑な会計処理をせざるを得ない状況になったということも、認識が先方にあったかどうかは別としてあったのだと改めてわかりました。

それで話を戻させていただきますけれども、もし網走市の職員が行ったらどうだったのだろうということを考えた対応を今回はすべきなのです。私はそうだと思います。そうしないとですね、極端なことを申し上げますが、公金に手をつけてですね、何らかの投資なりギャンブルなりでお金をふやして戻したら、バレて、もちろん仕事はやめなきゃいけないけれども、お金はもうかって終わりになるのですよね。それで許されるということなのです。そんなことあり得ないと思うのですよね。

公金に手をつけたということがあったということ、どうするのだということの特にですね、あの内訳不明なのですよね。何で1,000円というのが会計で出てくるかわかりませんが、内訳不明なのに。ただ、内訳不明である以上、そこは内訳、どの程度どちらがどうしたのだということを含めて割合も含めて、そこは捜査機関でないとこれ以上捜査できないですから、被害届等を出す必要が当然あると思います。そこで、もう一度戻って申しわけないで

すけれども、人格なき社団としての要件がないというところを、もう一回申し上げなければいけないのですよ。

市としては、委託したということで委託責任あるのですよね。これ、私もいろんなもの調べさせていただきましたけども、委託した先で起こったことは基本的には委託を受けたその団体の責任だってことは間違いないと思います。ただ、過失が大きかった場合ですとか、事態が重たい場合については、裁判などですね、委託をした課長や部長が罰せられることも過去にあるのですよ。実際見てみると、委託責任は重たいのですよね。私が思っていたよりも調べれば調べるほど。

今回は、人格なき社団に対して委託をしているのです。ただ、その人格なき社団がその構成要件を満たさないところに委託しているわけですから、ここは一義的に運営委員会の責任だというふうに、市がそうしたいのはわかるのですけれども、その法理は成立しないとしか申し上げられません。ですから、判断をすべきは網走市です。そこを含めてきちんと、網走市の職員がもし同じことをしたのであればどうするかということに基づいて判断をしていただきたいと思うのですけど、いかがでしょうか。

○川田昌弘副市長 職員が犯罪を起こした場合というのは、具体的な事例がないとなかなか処分の対象とか、どういった方法になるかというのはお答えできません。それは、仮定の話なのでそこはできません。

ただ今回の場合については、その人格なき社団、人格なき団体というふうな委員のおっしゃり方ですけど、私どもはずっとこれまで委託をしてきている、実際に存在している団体であるという認識がありますので規約の存在そのものは、今現在保管できていないという、今現在はそういうふうなところですけども、その団体としての存在はあるというふうに認識をして、これまで僻地保育所の運営を委託しているということでございます。

○平賀貴幸副委員長 副市長、誤解されているようですが、人格なき社団というのは運営委員会など法人格のないもの全てのことを言います。決して、規約がないから人格なき社団だと言っているのではないですよ。運営委員会のように登記をしないものは、全て人格なき社団ですから。その人格なき社団の構成要件を残念ながら今満たしていないという現状について申し上げているのですよね。だから

ら、法理としては成り立たないという状況にやむを得ずなっているのですよ。これは少なくともですね、私が調べた限りでは、過去二園について規約がない状態で、規約を新たに作り直してそれが記録に残っているというところがありますから、これで三園だと思えます。

過去にそういった事態が発生して、そのことは市に報告されたにもかかわらず、ほかの園に対して規約があるのかどうかの確認をしなかったということは、前回の質疑でも明らかになっていると思うのですよね。そういった、これ作為的じゃなくて不作為だと思うのですよね。不作為でやった積み重ねがこういう事態を引き起こした一つの原因だと私は思います。それは、どうしても避けられないと思うのですよね。そこに対する責任というのは、ちゃんと認めていかなければいけないですし、それをきっかけにですね、網走市民の信頼を今回損なったのです。明らかに。損なったことに対して、今のところ、市の見解を私は不十分だというふうに思っています。いろんな見解の示し方はあると思います。少なくとも、網走市として公式な見解をきちんとした形で出ていくべきだと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○川田昌弘副市長 議論がちょっと堂々めぐりになっているような気がしますけれども、私どもの責任の見解というのは、責任を果たしていくという見解をずっとこれまでも申し上げてきたと。

それは再発防止であり、今後の事務処理のあり方、あるいは組織そのもののあり方を、今後きちんとしていくということが、私どもの見解だというふうに認識しております。

○平賀貴幸副委員長 あわせて、これまでの指導の徹底ですとか、確認だとかで足りなかったところも見解で示さなければ、それだけじゃ絶対足りないと思いますからそこはわかっていらっしゃると思いますけれども、そこを含めて見解だとは思いますが、それだと誤解が生じるなと思うところもあるのですけれども、3月1日に網走市に報告あったわけですね。報道があったのが確か3月4日でなかったですか。それまで3日間タイムラグあるのですよね。

この間に、なぜこういったことが起きたということが公表されなかったのだというところが、やっぱり市民からも指摘されることだと思うのですよ。

やはり網走市としての公式な見解は、今の副市長の答弁と私が申し上げることを含めて何らかの形で

ですね、きちんとせめて少なくともその点は何らかの形で公表する義務が、設置者としての網走市にあると思うのですけれども、その辺についての対応はされていないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川田昌弘副市長 私どもの責任ということでは、今回の委員会の中でもお示しをしてきたつもりではあります。こうしたことをやってきますということで、市の設置者としての責任を果たしていくという思いを、今までこの資料の中でお示ししてきたつもりでありますので、そこはこれからいろんな運営委員会、あるいは地域の人と話していく中でも、そこはしっかり、お話をしていきたいというふうに思っています。

○平賀貴幸副委員長 率直に申し上げます。この件の報道がなければ、公表するつもりがなかったのではないかというふうに思っている方もいらっしゃるのですよ。この件。残念なのですけれども、本来であれば、一番最初のときに指摘をさせていただきましたけれども、運営委員会から報道メモが出るという形で公表されましたけれども、私は運営委員会だけではなくて、網走市からこういった事態があったということを含めて対応されるべきだったとこれは思います。これは、コンプライアンスというか、危機回避の問題というのかな。緊急事態の対応への問題として不十分だったとそこは思うのですよね。そういった誤解を生じさせないためにも、そこは出すべきだということは、改めて申し上げておかなきゃいけないなと思います。

ところで伺いますけれども、今回求めてこの資料つくっていただいて、相当御苦勞あったと思います。これについては改めて申し上げておかなければならないというふうに思いますけれども、例えばこの8ページの資料ですけれども、今回の委員会からの求めがあって、改めて聞き取り調査されてつくられたというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 前回の委員会の前にも聞き取り等はしておりますが、具体的な細かいところまではお聞きをしておりませんでしたので、改めて調査をして内容を含めて、資料としてまとめたものでございます。

○平賀貴幸副委員長 今のやりとり聞いている限り多分そうだと思うのですね。本当に申しわけないですけど、逆をひっくり返して申し上げますと、求めがなければこういうことをやらなかったのかという

ことなのですよ。それ、市としてわかっていらっしやいますか。

○清杉利明子育て支援課長 この経過等については、いつごろにどんなことというところはお聞き取りをしましたが、詳細な内容のところまでは具体的なところはお聞きをしていなかったということでございます。

○平賀貴幸副委員長 一回目の委員会のときに、市としては刑事告発を含めた対応はしないという考えだということが、課長から確かあったと思います。議場でも予算委員会の中なのかな。そういうのもあって、予算委員会的には市長からそうではないのだという答弁もあって、確か松浦議員の質問のときです。一旦そこでおさまったというふうに思っています。

この中では副市長からの答弁で、今後そこは検討するのだというところで、答弁の訂正が実はあったのですよね。それで、私はわかったということで、今日まで状況見ておりました。それで、今の答弁なのです。ここまでのものを聞いた上でどうするかということ、市として本当にどうするかということ、を判断せねばならないのに、我々委員会が求めなければ、それをせずに対応しなかったというふうにし受け取れないのですよね。それで果たしていいのかというところが、大きな疑問を持たざるを得ないんですけれども、どうでしょうか。

○川田昌弘副市長 運営委員会からの報告というのは、かなり詳細にわたってされていまして。この、その資料要求があったのは、12月26日から2月の二十何日までですか。その間の時系列の、そのやりとりも含めて出してくれという資料要求なので、我々が押さえている部分プラス、実際のやりとり、運営委員会と当事者とのやりとりも含めて、確認をしながら聞き取りをして資料にまとめたということで、決して私どもが把握してなくて、それをわざと出さないといった、そういったことではなくて、そこは最初の資料では12月26日に第一報というか…第一発見をして、その後2月26日までという、飛んだ形の資料を作成したということは、申し訳なかったかもしれませんが、決してそれはそのあえてやったということではなくてですね。そこは、今回の資料要求によって、よりそのやりとりも含めた文章化したものを出すということで、そこは慎重にやってきたつもりでありますので、そこは決して隠したとか何とかってことは一切考えていませ

ん。

○平賀貴幸副委員長 そう信じたいのですけれども、この間の状況を見ていると、そこにはわかにすぐ「はいわかりました」にはならない状況が積み重なってきてしまって困ったなというふうにも思っています。信じるしかないのかもしれませんが。ただ、今話を聞いていると、保育所はきちんと運営委員会で運営されているというふうな前提でずっとやってきたから、こういうことが起きたのだというところが、改めて再確認されてしまったような気がするのですよね。確かに仕組み上、やむを得なかった部分もあると私は思います。この運営委員会の方式というのは、地域とのさまざまな状況の中で積み重ねてきた大事なものですから、尊重しなければいけないですし…なんですけど、市としての役割を果たせなかったのだと思うのですよね。先ほどもちょっとありましたけども、事実上の運営を地域のほぼボランティアの皆さんに丸投げしていた状態の中で、適切な指導を行ってないでやってきたのだと思うのですよ。それについて、反省だけで十分なのだろうかと思うのですよね。

やっぱり被害者は、市民であり子供たちだと思います。こういうことが起きたら。運営委員会ももちろんそうですけども、そうだと思うのですよね。それを考えると、税を預かって執行する者としての見解を公式に出さねばならないというふうに思います。この議会の場だけで十分なのかなというふうに思いますし、先ほども謝罪という話も出てきたりしましたけれども、反省だけでいいのだろうかと思うのですよね。責任というのは、もう少しちゃんと果たすべきなのじゃないかな。

特に繰り返しますが、市の職員がもしこれを起こしたらということ的前提にして対応を考えるべきだと思います。なぜなら、市の公設の保育園だからです。いかに委託していても。そこで起きたことに対して、きちんと謝罪がないというのは、市民の皆さんの納得は得られないというふうに思いますけれどもいかがですか。

○川田昌弘副市長 ここは何度も申し上げているところですけども、地域の方々との運営委員会方式というのは、長年築いてきたスタイルでありまして、そこに基づいて運営委員会のある程度の裁量を認めてやってきたという実態があります。ただ、その実際の執行段階において、市のチェックが足りなかったと、そこはもう本当に反省する点は多いと

いうふうに思っておりますけれども、基本的には運営委員会が第一被害者ということで、そこはそういった整理になるのではないかなというふうに思っております。

○平賀貴幸副委員長 これ以上、質疑をしても平行線だになっていうのはわかりましたので、これまでにしますけれども、そうすると結果的に一番悪かったのは、もちろん公金に手をつけた方々ですけれども、その次に悪いのは運営委員会だということになってしまうのですよね。私は違うなと思うのですよ。その次に悪かったのは、網走市なのだと思うのです。運営委員会はその次ですよ。それが、順番が違っていると思うので申し上げているのですよね。このままだと本当に、手をつけたという人の…、公金に手をつけた人の次に悪いのが運営委員会だということになってしまうので、私はそれは違うし残念だなと思うのですよね。一所懸命、地域の子供たちのためにやってくれた方が二番目に悪いのだと。そんな状況を生み出すことを、市がやっているのかなというふうに思います。そこは違うということをお知らせさせていただきます。

○栗田政男委員 質疑をお聞きしながら考えたのですが、一つはこのやった当事者の罪は罪としてそれは穏便にという派と、後のやっばり再発防止が一番なのだというので、もちろん私のほうでもこの資料要求に当たっては再発防止のためということで、お願いをした経緯がございます。

この資料見させて、詳細に見させていただいた中で、やはり民間というか自分たちの調査というものは不十分なのだなという気がしています。それは、やはり捜査権を持った警察当局とかそういうところの調査とはやはり違った部分がありますし、そこまではこの運営委員会の中では無理だったのかなという気がしますし、市としてもそれ以上のことは無理なのかなという気がしますが、負担割合についても不明なままですし、これを見ると委員長のほうは多く使って、会計のほうは少なく使ってなんていうニュアンスで見えてしまうのですが、これが不明瞭な形に上がってきていますので両方とも共犯なのかなという扱いをしなくちゃいけないと思います。

一つは再発防止。一つは、今回の事案の二人に対するどういう扱いをするかというのが、今議論の争点ではないかと思えます。それについては、私はやはり日本がこれ…。

○井戸達也委員長 栗田委員。再発防止に向けて

の、今、委員会の調査をしているので…。

○栗田政男委員 何が問題あるの、委員長。何が問題あるの。これ、意見を言って俺がちゃんと話しているのに何が問題あるの。

○井戸達也委員長 今の争点のお話ですよ。今の…。休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○栗田政男委員 何度も繰り返すようですが、この二つの案件がやはりそれぞれひっかかっているのが、正直な私たちの気持ちです。しっかりと日本が法治国家である以上、法令厳守というのは基本ですから、そこに正義というものがなければ根幹から私たちの公の物の考え方が崩れてしまいます。これは皆さんもよく知っていらっしゃると思いますし、ですから何度も言いますように、その見解それぞれの気持ちというものはまたそこは別なのですね。そこにニュアンスだとか、この人かわいそうだとかという話ではないのです。これは法律にのっとってやるのが私たちの筋ではないかと思えます。市側が告発しない云々という、その考え方は考え方として承ります。ですから、私たちとは個人になるのか公になるのか団体になるのかは別にしても、きちっとした対応を今後はしていかななくてはならないなと、それが市民に対する私たちの説明責任です。それをまずは皆さんに申し送って、私はそれ以上聞きません。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、このあとは… 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也委員長 それでは再開いたします。

それぞれ質疑を行いましたけれども、委員の皆様方には、これまでの質疑を通して総括的な御意見を伺いたいというふうに思います。

○近藤憲治委員 所管事務調査全般について、意見を述べさせていただきたいと思えます。

こちらのはまなす保育園の不祥事につきましては、まずは大変残念な事態であったというふうにご受けとめております。また、議論を通じて明らかになってきたことですが、一義的には横領という行為を犯した二人の問題ではございますけれども、例えば運営委員会のガバナンスの問題もありますし、そういった運営委員会のあり方をそのまま置いてい

た市の認識というところも浮き彫りになったところがあるのかなというふうに受けとめているところでございます。

また、この所管事務調査を通じて、コンプライアンスの徹底でありますとか、また運営委員会による僻地保育所のオペレーションそのものを変更していかななくてはならない時代が来ているのではないかという認識については、答弁も含めて共有できたというふうに考えております。

私の見解といたしましては、あくまでも平成31年度の予算案を審査、そして可決させていただく際に、網走市議会としては附帯意見を付してという形で、不祥事に端を発した意見を付しておりますので、まずはその意見に沿った行政運営に臨みたいということと、今後まだ仕組みの変更という部分と再発防止という部分がございますが、ここは改選も控えておりますので、改選後議論がより深まっていくことを、進捗状況の確認を適宜一般質問等で行っていく必要があるのかなという認識を持っていますところでございます。以上です。

○井戸達也委員長 次。

○佐々木玲子委員 今回のこのはまなす保育園の件につきましては、始終議論がありまして、きょうは改めて再発防止のためという資料も出していただいて、さまざまチェック、確認をさせていただきました。

今回の件に関しては、公金を横領したというそのことが本当に大きな問題だったと思いますけれども、市が僻地保育所というものを運営委員会に委ねなければならないという市の情勢もあって、運営委員会の方々も御苦労されて、最後の8ページになりましたけれども、本当に何度も何度もこの問題に関しては向き合ってきて、最終的に運営委員会としては、この問題はおさめようということになったということはやはり理解できるところであります。

ただし、市のほうとしてもこの運営委員会に委ねていた中で、ちょっとチェック機能が果たされていないのかなというところは、反省もしているというお話もありましたので、そしてこれからまずは新年度に向けて、4月に入ってすぐにチェック体制等しっかりと運営委員の方たちと確認し合いながらやっていくというお話を伺いましたので、これからそういうことがされていくと。

そして、地域保育所の運営委員会の皆さんの御苦労を含めて、これからどんな形で地域保育所が運営

されていったらいいのかというのは、改めて考えるべきときが来ているのかなと、私も感じておりますので、これから改選期以降、また議会としてはしっかりとしたチェックをしていながら、よりこれからの将来の宝であるお子さんたちの保育というものが充実するようなことを、ぜひ市としても積極的にかかわってやっていただきたいという、そういう思いで今回は結論を出したいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに。

○山田庫司郎委員 お二人から考え方を示されたわけですが、私としては今までの議論経過含めてですね、今回資料詳しく提出をいただいた中で、こんな状況がやはり出来得ていたということが、私自身信じられない状況もありますから、不祥事を起こした当の二人についてはですね、非常に遺憾でありますし、今後あってはいけないことだとももちろん思うわけであります。

それで運営委員会のほうも、非常に運営上難しい状況もあって、こういう形に結果的になったのだというふうに思うところもありますから、今後の対応も含めて議論していただいて、今後の対策も含めて対応していただきたいと一つ思うわけです。ただ、一番二人が元凶でありますから、ここはもう本当に猛省を求めなければならないと思いますし、運営委員会として管理をしていた経過も含めて、経過があるわけですが。

ただ、やはり議論の中で市としても、いろんな意味で契約書の中身を見て、第9条なんかも見ますと、市もですね、経過の中でかかわりをしていかなきゃならないということの条文もうたっているわけでありまして、犯罪が起こったことについての直接的な立場ではないという説明は、市のほうからあったので、ある程度の理解は示すとしてもですね、市の施設であること、それから、市としてのチェックのかかわり方が希薄だったということは、市当局も、これは認めている状況もあるわけですから。何らかのですね、市民に対しての謝罪の立場というのは市としてもあるだろうと。こんなふうに私は思います。

ただ、ここは平行線できている状況もありますから、今後の再発防止ということに力を入れていかなければならないというふうに思いますから、各地域の運営委員会、全体の運営委員会の意見もしっかり聞きながら、とりわけ、このはまなす保育園の運営委員会については、改善点というのは多分にあるの

だろうというふうに思いますから、ここは市もすっかりかわってですね、それぞれの運営委員会との意見も聞く中で、しっかり運営委員会の立て直しをですね、対策含めてしていただきたいというふうに思います。

それと、この今回の課題とまた別ですけども、以前に、社会福祉協議会の不祥事も一つあったわけで、平成30年度振り返りますと、二つの不祥事が一つあったわけで、これも市と直接関係ない状況が一つ、組織の関係から言うとあるのかもしれませんが、市としての何らかのやっぱり市民に対する説明責任はあるだろうと、こんなふうに思いますので。例えばですが、定例記者会見があったり、何かの機会があれば、市として今までの経過と市の考え方を市民に対して説明するべきだというふうに思いますので、そんなことも含めてですね、今回のこの委員会での議論については、これ以上、進めても平行線の部分もありますから、どこかで終わらせなければならぬだろうというふうに思います。それをお話させていただいて、見解とさせていただきたいとします。

○井戸達也委員長 次に。

○栗田政男委員 まとめということにはならないのですが、また全容もあまり把握されていませんし、市の対応はある面で一定の理解は…、本当の意味で理解はしていないのですが、市としてのスタンスというものは理解をさせていただきました。

そういう中で、再発防止ということで今回この資料を出していただきました。中を見ると、この犯罪は極めて悪質ですね。いまだかつてないような搾取の方法で、当初報道されていた倉庫云々ということよりも日常的に本当に自分の財布がわりに公金を流用していたということは到底許されることではないですし、再発防止の一番の方法はちゃんと事件を解明して、しっかりと責任をとってもらった上で、市民がそれを納得してもらおうというのが最善の方法であって、そこを手を抜くことによって、いい結果が生まれるということは私には思えないので、今後その議会として云々というよりは、いろんな各方面、今回こういうふうに資料が公になっていますから、そういうものも精査した上で何らかの方法で公に発表していかなくてはいけないのかなという気はしております。

一言で言ってしまうと、対応等も含めてはなはだ遺憾でございます。これ以上、市民をばかにした話

はないというふうに、怒りをもって発議をしたいとします。以上です。

○平賀貴幸副委員長 私からも申し上げますが、皆さんがまず前提として、皆さんがいろいろ意見を言って、それで終わりということにはならないと思っております。やはり委員会として、何らかの方向性を一つにまとめたものを示していくということが、今回の案件は欠かせないと思うんですよ。そこについて、ぜひ皆さんで後ほど議論もしなければいけないということ、まず前提として私は思っていることをお伝えしたいと思います。

そのうえで今回の事件ですね。もちろん、まず横領した人がもっとも悪いのです。だめなのです。そこはもう前提としてあるのです。ただ、それが起きる背景を考えなければいけなくて、そうするとですね、質疑の中で明らかになってきましたけれども、率直に言ってこの僻地保育園、途中からなのですよ、きっと。最初からじゃないです。どっかから、途中からだと思うのですけれども、過去からの対応の不備というのが網走市にあったのです。それはもう間違いないのだと思います。規約があるかないかの確認を怠ってきたという経過はあったということがはっきりしますので、そういったことがあったからこそ、こういうことが起きたということは間違いないと思います。委託契約書の9条を見ても、随時調査をするということ。ここは、やはりされていなかったからこそ、またこれも起きる環境、起きやすい環境、起きてもおかしくない環境がつけられていたということ。これは間違いない事実だと思います。

それに対して、反省をしなければいけないという話は確かにありましたが、それを起こらなかったという事柄に対して市民に対する説明は不十分だというふうに思います。

そこは謝罪を含めて、市民に対して説明する機会をきちんと網走市は設ける責務は設置者として絶対にそれはあるのだと、私は思うのですよね。そこを今のところ果たせている、十分果たせているとはやはり私は思いません。

少し思い出していただくと、皆さん覚えていると思うのですけれども「姉齒事件」がありましたよね。

あのときもですね、行政は検査の不備についてちゃんと謝罪しているのですよ。自分たちの検査が足りなかったと。もちろんそれは、人手が足りないとい

かいろんな問題が起きてですけども、それに対して謝罪しているのですよね。それは、起きた事件じゃなくて検査体制の不備、行政の不備に対して謝罪しているのですよ。

今回も同じように随時チェックをするということ、随時指導調査をするということがやれなかった、これは怠ったのだと思います、結局は。そういったことが起きたことに対して、謝罪があっただけだと思ってしまうのですけれども、それは今のところされてないのですよね。

市に対しても、そのこともちゃんと副市長等いるときに申し上げてもよかったのかもしれないですけども、一向にそういった意志が見られない以上、委員会としてそこはすべきだということを求めるべきだというふうに思うので、そこを含めてですね、皆さんで議論ができたらというふうの一つの意見としてしっかりまとめてですね、いくことこそが再発防止なのだと私は思うのですよね。

実際に犯罪を犯したと思われる二人に対しても刑事告発を本来すべきなのだろうと思いますが、その判断が運営委員会との関係もあってなかなか難しい重たいということも理解できます。ただ、網走市としてやってはいけないのは、この判断に対して何もなかったということを残してはいけないのだと思うのですよ。刑事告発をするという判断、もし網走市がすれば、それは「した」という判断が残ります。一方で「見送る」という判断をすればそれは「しなかった」ということが歴史に残るのです。それは違うのだと思うので、ここは被害届を出して、網走市としての判断は被害届で法的捜査機関に委ねたというところをしっかりと残しておくことこそ、これも再発防止につながるのだと思うので、そこを委員会として求めていくべきなんじゃないかなというふうに思うところです。以上です。

○井戸達也委員長 休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時44分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

皆様からそれぞれ、御意見をいただきましたけれども、若干確認をしたいというふうに思います。

まず、再発防止に全力をあげてもらおうということは、皆さん同じ考えでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい。それに当たってですね、市はですね、市民に対して謝罪をすべきであるという部分については

これ見解の違いがございますので、それについて、何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい。次に、市は刑事告発すべきという意見もございましたけれども、これについても、皆さんそれぞれの考えがありまして、意見、見解が違うといったところでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、市の指導監督に不備があったという部分については、これについては皆さんどのようにお考えか、もう一度、御意見いただければと思います。

○近藤憲治委員 今の文言で考えますと、まず一義的には今の仕組みの中でも適正な運営がなされている運営委員会がある、ということですよ。そこはそこで、特段問題もなく保育が行われているわけで、しかしながら結果的に一方でこのような事案が生じてしまった。そういう点ではまず、再三申し上げておりますけど、一義的には起こした二人が問題であると。

次に、内部統制が利いていなかった運営委員会そのもののガバナンスが問題であろうというふうにご意見を伺っています。

その上で、そういった制度的な問題が生じる可能性がある状態を市としては是正をしきれずに、今日に至っていたという点。

議論の中で、共通の認識に立てたのかなというふうにご感じているところなんですけれども。

市…ちょっとニュアンスが難しいですね。

現行の制度化でもうまくいっているところもあるし、このような事件が起きてしまうことも、ある種、度を越してしまった

〔「ちょっといいですか」と発言する者あり〕

という点もあるので…、ちょっと待ってくださいね。その文言自体が、一義的に市が不作為だったというニュアンスだけでもないのだろうというふうにご感じています。

○平賀貴幸副委員長 この案件に対してですから、それは違うのだと思います。この案件についてはですね、明らかに随時指導調査するということが果たされていなかったわけですから、ほかの園に対してどうかということじゃなくて、この案件についての所管事務調査なので、そこはほかの園がどうだったかということ考える必要はまずないと思うのですよね。

そこは、しっかりとしたわかりやすい表現でちゃ

んとまとめるべきだと思います。

それがまず1点。

それと、順番については私ちょっと認識が違って、ガバナンスがとれていなかったというのも問題なのですが、ガバナンスがとれるような指導をしてこなかった網走市のほうがもっと問題だと私は申し上げているのですよね。

本来網走市が、人格なき社団のところに1,200万円とか、そういう大きな金額のことをちゃんと業務委託してやってもらうには、そのガバナンスを含めてちゃんととれるように市がかかわって行って、いろいろなことを教えていったり、伝えていったりしなきゃいけない、そこが随時その調査するとか監督するとかそういうことだと思うのですよね。そのほうが実は重たいのですよね。

それがやられてないから、ガバナンスがとられてなかったという事実をしっかりとそこは認識して、私はいいんだと思います。

○近藤憲治委員 今、平賀副委員長からの発言もありましたけれども、後段のほうからお話させていただきますと、現行制度上で、この所管事務調査はあくまでもはまなす保育園の件でやっていますけれども、現行制度下でもガバナンスがとれているところもあるのは、やりとりの中で明らかになりましたので、それをひとくくりにして、というというのは、やはりちょっと見解がなかなか一致できないなというふうに受けとめさせていただきました。

その前段のこの件、はまなす保育園の件についてのみ言っているということについては理解をさせていただきました。以上です。

○井戸達也委員長 ほかに。

○栗田政男委員 ちょっと近藤委員に聞きたいのですけれども、ほかの保育園、今回の審議とちよつとずれるのですけれどもね。保育園のガバナンスというか、完全に運営はしっかりやられていたということ市部局が言いましたっけ。

○近藤憲治委員 まず詳細については、過去5年にさかのぼってもう一回調査をしますということで、それは遺漏があつてはならない、漏れがあつてならないということで調査をするということですから、現在の段階で、他の僻地保育所において同種の問題は起きていないということについては、現在です。というのは、やりとりの中で確認させていただいているというふうに受けとめております。

○栗田政男委員 僕ちょっと認識が違いまして、い

ろいろ調査をしている中で全てがわかっているわけではないのですが、なかなか各僻地の保育所に関しては、うまくいってなかったという事実はあるということでございます。それもいろいろ調査をした中で、帳簿等の不備が多々あった中で、たまたまこれはオフィシャルにしていいると思うのですが、藻琴保育所に関しては我々の仲間だった方が、町内会長になった関係でその整備をされたという経緯は聞いております。

この詳細についても聞いておりますので、比較的精査したということですが、その時点でも市役所のほうに各僻地保育所の調査を頼むという要請があったにもかかわらず、それをしなかったということは私のほうに報告が入っています。その裏づけはどうのこうのと言われたら困るのですが、本人はあれですから、遠いところにいらっしゃいますので。

そういう報告も来ていますし、近藤さんの言われたその一時的にそういう問題が発生、当然だと思いますし、そんなに着服や横領をされてはたまらないので、そういうことはないのですが、運営上のやっぱりいろいろな不備を各保育園が抱えているという実態はあると思いますので、それこそひとくくり全部ちゃんとやっているのに、どうしてはまなすだけだというような感覚は持たないでほしいと思います。

○佐々木玲子委員 今、委員長からの指導監督が行き届いていないという認識があるかという問いでよかったですよね。

○井戸達也委員長 はい。指導監督にも不備があった…。

○佐々木玲子委員 「不備があつた」ね、はい。そういう点では今いろいろ質問をさせていただきましたし、皆さんの質疑を聞いていて、やはり運営委員会は主体とは言いながら、そこへ公金を委託しているという意味では、市のほうがもう少し慎重にその辺を指導監督はすべきだったのではないかというふうに、私は感じております。

○山田庫司郎委員 市のかかわりということで、委員長から問いかけがあつたと思いますが、私も何回か言っていますが、直接市が関係ないという部分も理解する部分もありますけれども、間接的という表現がいいかどうかですが、やはり市がやらなければならないことがあつたこと、かかわり方がやはり希薄だったということは、私からも言わせていただきたいというふうに思いますから、市の責任というのは、か

かわりはあるだろうと。こういうふうにあります。

○井戸達也委員 それではですね、皆さんから御意見それぞれ伺いましたけれども、それぞれの見解に違いがある部分。こういったものについてはですね、こういった意見もあったということで、私のほうから議長あてにですね、報告を上げたいというふうに思います。

共通しているところとしてはですね、僻地保育園は子供たちのいわば地域の方にとってなくすことのできない存在であるという部分と、そのためには地域の方々の理解と協力は不可欠だという部分、そして今後の運営に当たっては、市として役割をしっかりと認識して健全な運営づくりに努めていただきたいという部分の中で、その再発防止に努めていただく。

市民に対して謝罪すべきという、意見もあったと。また刑事告発すべき事件であると、こういった意見もあったと。

市の指導監督に不備があったという意見もあったということで、取りまとめさせていただいて委員会の報告としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔「すいません、委員長」と発言する者あり〕

○平賀貴幸副委員長 被害届も追加していただけますか。刑事告発だけでなく被害届も出すべきという意見もあったと。

それから、最後のところは結局共通になったのではないですかね。最後のその…指導監督の部分は。近藤委員もそこは同意していただいたんじゃないかな。

○近藤憲治委員 はい、ありがとうございます。

ニュアンスとしては理解をさせていただいているんですけども、ちょっと私としてこんな考え方があるんです。

つまりそのもともと、僻地保育所がいわゆるその父母の方の農繁期のニーズから生まれて、そこに市が後ほど手を入れていったという、生まれというか成り立ちの背景からすると当然、市が指導監督すべきだという考え方もありながら、一方で運営委員会の自主性というところも必要なんだろうなと思っ

ていまして。そこは、一義的に指導監督に不備があったからそこを言ってしまうと、後々指導監督を強めるほうがいいんだろうという議論の展開を招きかねないとい

うふうに思っ

ていまして。そういう点ではですね、指導監督がどういふかなが適切なのかというのを見出していく必要があるとは思っているのですけれども、不備というふうに端的に言いきってしまうことができるのかどうかというところは、ちょっと「全てがそうですね」といふふうには言いづらいなというふうに感じているところであり

○平賀貴幸副委員長 確認しとかなきゃいけないのですけれども、この随時指導調査を怠っているのは実は、この保育園だけじゃないのですよ。どこにもやっていない。だからそこはいいのです、それで。不備でやっていないのですから。

どこかの園でやっていたという事実があれば、近藤委員のおっしゃるとおりなのだけれども、残念ながらこれは一切やっていないのですよ。

それはもう仕方がないので、ここは不備があったということはちゃんと指摘しておかないと、各園に対して最低限必要なことをやらなきゃいけない、その最低限必要なことをどうする、どこまでなのかというのは、それこそ運営委員会と市の側で話し合っ

て決めてもらうことなので、議会としてその最低限の物差しを議会が出すものではないので、ここは不備があったというところの指摘にとどめるのが私はいいのだと思

○近藤憲治委員 今、平賀副委員長から発言ありましたけれども、その不備、全ての園での調査というのがなされていないとのやりとりが明確にあったという認識でよろしいですか。委員会の中ですけれども。

○平賀貴幸副委員長 私が過去、二園について規約がないということが判明して、それに対して網走市にその後、事業報告もあったというところも網走市は認めています。

その後、そのことを全園に対して「きちんと確認をするなり通知をする」ということはしてはいましたか、「していません」という答弁があったので、それで十分です。やってないので。適切な指導調査というのがやられていなかったというのは、その答弁でも明らかになっているので、そこは「不備があった」ということは言って全然差し支えないと思

○井戸達也委員長 休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時59分再開

○井戸達也委員長 それでは再開します。

○近藤憲治委員 今、議論させていただいた点でいきますと、指導監督に不備な点があったというのは、この委員会の所管事務調査の中でも明らかになったことですので、指導監督に不備な点があったという形で、報告を上げていただければと思います。

○井戸達也委員長 ほかに。発言ございませんか。

○山田庫司郎委員 先ほども言わせていただいたのですが、30年度振り返ると、というお話をさせていただいて、違う箇所でもこういう不祥事件があったということを市がですね、やっぱり考えながら…私は市民に対して、直接市がですね、経過含めて説明をしていることが結果としてないだろうと。

そういう意味で、市民の信頼をやっぱり失墜したということは大きいことですから、ぜひ市としてね。市民に「説明責任」という言葉を使わせていただきますが、説明する機会をですね。ぜひ、つくっていただくようお願いしたいなということが、私としてはあるのですけれども、それがどういう形か私は言いませんけれども、大事なことだと思いますよ。

〔「賛成」と発言する者あり〕

○井戸達也委員長 先ほどの確認の事項の中でも、2点目に市民に対して謝罪すべきという部分と、説明責任を果たしていただきたいという発言があったということ、取りまとめさせていただきたいと思えます。

はい。それでは、確認をいたします。

〔「ちょっと待って委員長」と発言する者あり〕

○平賀貴幸副委員長 その説明責任の部分と、謝罪の部分、説明責任の部分と謝罪の部分は、分けて考えたほうがいいと思っていて、謝罪するかしないについてはいろいろ議論が分かれる。それはそうなのですが、説明責任を果たすこととは、今山田議員がおっしゃったこと、それ共通のことなのじゃないかなと思うのですよね。この件については、何らかの形で説明責任を果たすということが続けてもらわなきゃいけないと思うのですよね。

そのことは、何らかの形でちゃんと共通の項目にしていけるのだと思うので、その辺はできれば共通項目として上げていただければと思います。

○井戸達也委員長 それについては…、はい。

○近藤憲治委員 ここについては、ちょっと意見の相違があるかなというふうに受けとめていまして、ことの経過は運営委員会サイドから発表で公になり、そして議会の中でもさまざま議論をさせていただいたという流れだというふうに思っていますが、議会の中で特にこの所管事務調査の中でも、市は真摯にさまざまな情報を明らかにしていただいているというふうには私は受けとめています。

また、要求した資料についても、適時運営委員会さんにも相当御協力いただきながらですけれども、出しているというふうに思っていますので、私は現状の取り進め方で、情報公開されていないとか、市民に伝わっていないというふうには思っていないので。

そういった点では、そういった意見があったという程度での記録でよろしいかと私は思っております。

○平賀貴幸副委員長 ということは、これ以上の説明責任は網走市には必要ないということですか。

○近藤憲治委員 そちらにつきましてもですね、今後当然議会でするので所管事務調査という権能を持っていますし、個々の議員の方々には一般質問という権利も有しています。

そういったさまざまな権利を行使して、事実を明らかにしていくことも必要ですし、一方で市もこれまでのこのやりとり中で、特にそれを隠すという意味は持っていませんので、そこはお互いの信頼をもとにこれから再発防止の実効性等を含めて議論を深めていけばいいのかなというふうに思っています。ですので、今、平賀副委員長おっしゃったように、今後の情報公開は必要ないというニュアンスではないということをご理解ください。

○平賀貴幸副委員長 いろんな権利があって、そういうのを明らかにする機会を我々がつくれるということはわかるのですよ。それはおっしゃるとおりなのですよね。ただ、それを言っているのではなくて、現時点で網走市が説明責任を果たすことがこれで十分だと思っているのかということを知っていて、私はそこは十分じゃないというふうに思っているのですよね。

それで、山田委員がおっしゃったときに、そのとおりだなと思ったので、異議なしってことを…賛成ということをお願いしましたし、謝罪すべきという点と、ここは分けて考えなければいけないよという

ことで発言させていただいたつもりなのですよ。

やっぱり、今の時点で十分に市民に対する説明責任を果たせないということは、今の近藤委員の話を聞く限り共通の認識だと私は思うのですよね。

これからそういうことは、明らかにする機会があるのだから。であれば、その必要性を感じていなければそういう話にはならないので、やっぱりここはそこまでは共通のところだから、明記していくほうが私は望ましいと思います。

○近藤憲治委員 ありがとうございます。そこはです、何度も申し上げますけれども、既に市側も明らかにしていこうという意味を持ってこの事案に向き合っているというふうにとめていきますので、より情報公開をすべきだということを思われている方もいらっしゃるのであれば、それは記録として残していければよろしいかと思っておりますけれども。

「より」ということは特段の必要性はないというふうに私は思っております。

○平賀貴幸副委員長 それで再度伺うのですけれども、これ以上の市の情報…市民への説明は現時点では必要ないというふうに考えていらっしゃるということですかということ、それで聞いたのですよね。

○近藤憲治委員 ここも何度も申し上げますけれども、この委員会でのやりとりを含めて、市は隠し立てをするという意思もありませんし、できる限り情報を明らかにしながら、また再発防止に向けての意思も明らかにしながら事に当たっているというふうに思っていますので、情報公開はなされていると。

情報の発信もなされているというふうに、私は受けとめていますので、そこは受けとめ方の違いのかなというふうに思っています。

○平賀貴幸副委員長 端的にもう一回伺いますけれども、これ以上の市が情報公開することは必要ないという認識だから、そういうことだということなのです。

○近藤憲治委員 現在の市の姿勢を見る限り、今後信頼に足りうる情報公開は、また情報の発信はなされるというふうに、信頼に足るので特段そこを合意形成することなく、委ねるという考え方で私はいいというふうに思っています。

○山田庫司郎委員 私が発端ですから、共通認識になれないのならそれはそれで、そういう意見もあったということで、理事者側に、議長にまず報告され

れば、どういう形で理事者側に伝わっていくかは私もわかりませんが、ぜひまとまったことは理事者にも当然伝わっていくというふうにももちろん思っていますから。

それを理事者が受けて、一個人の意見なのか、何人の意見になるのかは別にして、理事者側がどう咀嚼するか。

私としては、変な、偉げな言い方になりますが、これからの市政運営にとっても、私はこういうときは市民に対して説明していくと。やっぱり丁寧な姿勢というのは今後の市政運営にとって、私は非常に大事なことだということも含めて思いがあるので。ちょっと私の思いを話しましたので、まとまらなかったらそういう意見があったということで報告していただければ、私は結構です。

○平賀貴幸副委員長 私もまとまらないなら仕方ないと思いますが、市としての市民に対する説明責任が十分だとは思いません。

むしろ、不十分だと言わざるを得ないというふうに思っています。これからですね、直接この問題とはリンク、本当はしないのですけれども、大事な市の庁舎の建てかえという問題が出てくるのですよね。

で、そのときに今回のような市の対応だと、市庁舎の建てかえに、正直、今回のやりとりは多分影響を及ぼすと思っています。まわっているとやっぱりわかるのですよね、その辺は肌で。

こういった状況で市が対応していると、そこは市民の皆さんには残るので、私は十分でないということはもちろん残しておくべきだから、本来ならば共通の認識として残しておいて、そこはちゃんと強く言っておいてもいいのだろうなと思っています。

ただ、そこは認識が一つにならないなら、もうそれは仕方ない。大変残念ですし、私は絶対十分じゃないと思います。

○栗田政男委員 これ、議員間で議論しなくちゃいけないでしょうから、議論させていただきますけれども、私も平賀副委員長のおっしゃるとおりだと思います。これで十分だと、何を根拠に十分だって言っているのか、そこまでなぜに擁護しなくちゃいけないのかって不思議な気がしてなりません。

やはり十分な説明責任というのはまだまだ奥深いものですし、もっと真摯なものですし、正義に基づいた真実をしっかりと伝えていただかないと困るという部分があります。

そこは今の、今回の事案の調査結果では見えてこない部分であるのですが、そこをしっかりと担保しないと、我々もその先の議論を進められないのかなと。その意味から告発が必要であるのかなという見解を持っています。

それに対して十分だという、そういう認識もある方もいらっしゃるということですから、その意見は尊重しますが、はっきりしていることは私たちが予算を承認して執行していただいたのですが、その予算の執行の仕方に非常に問題があって、貴重な血税というものが不適正に使われたということは、私たちに対するやっぱり信頼関係も、ことごとく失ってしまった案件ではないかなと思います。

そういう意味だけでも、やはり理事者は私たちに説明と謝罪があるべきことなので、この先の議論がどうのこうのという話はまた別の議論ですから、そこは語りませんが、やはり信頼関係というのはお互いに真実を述べ合うことでしっかりとつながるものだと信じていますので、少なくともこの議会の場が真実に基づいた議論の場ではなくてはならないと私は信じていますので、それを申し送りたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ございますか。

○佐々木玲子委員 私もこの説明責任という意味では、やはりまだしっかりと市民に伝わってない部分があると思いますので、謝罪とは切り離してということであれば、説明責任に関してはやはり何らかの形で一度やるべきではないかなと思っておりまして、意見として述べさせていただきます。

○井戸達也委員長 ほかにございませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

それでは、皆さんから頂戴したですね、御意見のほうを取りまとめて議長のほうに報告、所管事務調査として報告をさせていただくという形をとります。

それでは、これであとほかに皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは以上をもちまして、文教民生委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時11分閉会